

# JIS

## 可燃性ガス検知器

JIS T 8206 : 2020

(JSAA/JSA)

令和 2 年 4 月 27 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
(委員)	緒方 隆昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	木村 俊夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小松 克行	公益社団法人日本保安用品協会
	利岡 和範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	堀田 光乃	建設業労働災害防止協会
	山田 崇裕	近畿大学

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：令和 2.4.27

官 報 掲 載 日：令和 2.4.27

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 ガス関連	2
3.2 機器関連	3
3.3 センサー関連	4
3.4 機器へのガスの供給	5
3.5 信号及び警報	5
3.6 時間関連	5
3.7 その他	7
4 一般要件	7
4.1 概要	7
4.2 構造	8
4.3 表示	12
4.4 取扱説明書	13
5 試験方法	15
5.1 概要	15
5.2 試験の一般要件	15
5.3 試験の標準状態	16
5.4 試験方法	18
附属書 A (規定) 性能要件	25
附属書 B (参考) 応答時間の測定	28
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	30
解 説	38

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS M 7626:1994** 及び **JIS M 7653:1996** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 可燃性ガス検知器

## Flammable gas detectors

### 序文

この規格は、2016年に第2版として発行された IEC 60079-29-1 を基とし、国内の実情に照らして、鉱山用に関連する内容を削除、及びその他技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、空気中に存在する可燃性のガス又は蒸気の濃度を検知及び測定するために用いる携帯形機器、可搬形機器及び定置形機器の構造、試験及び性能の一般要件並びに性能の試験方法について規定する。

この規格は、爆発の危険性を示すこと、場合によっては、自動又は手動で保護装置を始動することを目的とした、連続作動して可燃性ガス濃度の指示、警報又はその他の出力機能をもつ可燃性ガス検知器に適用する。

この規格は、業務用、産業用及び非住居用の安全用途で使用する機器、並びに拡散式機器及び内部にサンプリングシステムが組み込まれた吸引式機器に適用する。

この規格は、次の機器には適用しない。

- 外部のサンプリングシステム
- 坑気の影響を受けやすい鉱山での使用を意図する機器
- 研究用又は科学用の機器
- プロセス監視及び／又は制御目的だけに用いる機器
- オープンパス（見通しライン）検知器（ただし、光路長が非常に短く、光路全体にわたって濃度が均一であるとみなして使用する機器は、この規格の適用範囲である。）

複合ガスの存在を検知するために用いる機器については、可燃性のガス又は蒸気の検知だけにこの規格を適用する。

**注記 1** この規格は、一般的な用途に適した機器に対して適切な安全及び性能のレベルを記載している。

**注記 2** 特定のガス又は蒸気で校正された全ての機器が、その他のガス又は蒸気に対して必ずしも正しい指示値を示すとは限らない。

**注記 3** 測定範囲の上限が 20 % LEL を超え 100 % LEL 以下の機器、又は測定範囲の上限が 20 % LEL 以下の機器では、測定の単位として % LEL 以外に体積分率の表示としての % 又は ppm を使用することがある。1 ppm は、 $10^{-6}$  体積分率を示す。この場合、**附属書 A** の性能要件を検証する際に、製造業者と試験機関との間で合意の上、測定の単位を選択することがある。